

別表 1

用語	定義
現金販売価格	商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格
現金提供価格	役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格
現金価格	商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務を提供する契約の締結と同時にその代金又は対価の全額を受領する場合の価格
割賦販売価格	割賦販売の方法により商品又は権利を販売する場合の価格
割賦提供価格	割賦販売の方法により役務を提供する場合の価格
割賦価格 分割払価格	割賦販売の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供する場合の価格
月賦価格	割賦販売の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供する場合の価格であつて賦払金の支払が月一回であるもの
頭金 初回金	割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（以下「割賦販売の契約」という。）の締結に際し購入者等が割賦販売業者に支払う金額
申込金	購入者等が割賦販売の契約の予約を目的として割賦販売業者に支払う金額であつて、契約が締結された場合には頭金に充当され、契約が締結されなかつた場合には返還されるもの
支払期間	割賦販売の契約が締結された時から当該契約に基づく賦払金の支払が完了する時までの期間
支払回数 分割回数	割賦販売に係る頭金若しくは初回金を除いた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払回数
割賦手数料 分割払手数料	金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（抵当権の設定の登記若しくは登録若しくはこれらの抹消に要する手数料又は公正証書の作成に要する手数料（法令に規定する手数料に限る。以下「登記等手数料」という。）を割賦販売の手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）
実質年率	省令別表第一の規定により算定した割賦販売の手数料の料率
賦払金 分割払金	割賦販売に係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払金額

別表 2

用語	定義
現金販売価格	商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格
現金提供価格	役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格
現金価格	商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務を提供する契約の締結と同時にその代金又は対価の全額を受領する場合の価格
頭金 初回金	割賦販売の契約の締結に際し購入者等が割賦販売業者に支払う金額
申込金	購入者等が割賦販売の契約の予約を目的として割賦販売業者に支払う金額であつて、契約が締結された場合には頭金に充当され、契約が締結されなかつた場合には返還されるもの
割賦手数料	金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を割賦販売の手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）
実質年率	省令別表第一の規定により算定した割賦販売の手数料の料率
弁済金	割賦販売に係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払金額

別表 3

1	商品若しくは権利の割賦販売価格又は役務の割賦提供価格
2	賦払金（割賦販売に係る各回ごとの代金の支払分をいう。以下同じ。）の額
3	賦払金の支払の時期及び方法
4	商品の引渡し時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
5	契約の解除に関する事項
6	所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

7 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令・内閣府令で定める事項
－ 1 割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号
－ 2 契約年月日
－ 3 商品若しくは権利又は役務の種類（※）
－ 4 商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）
－ 5 頭金又は初回金の額
－ 6 賦払金の支払回数
－ 7 割賦販売の契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号
－ 8 前払式割賦販売の場合を除き、支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容
－ 9 賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容
－ 10 役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項
－ 11 商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項
－ 12 権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項
－ 13 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容
－ 14 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
－ 15 割賦販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

※特定商取引法で商品等に係る事項として「商品名及び商品の商標又は製造者名、商品に型式があるときは、当該型式」を書面に記載することを販売業者等に義務付けていることに留意すること。

別表 4

1 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格
2 弁済金の支払の方法
3 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
4 契約の解除に関する事項
5 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容
6 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令・内閣府令で定める事項
－ 1 割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号
－ 2 契約年月日
－ 3 商品若しくは権利又は役務の種類（※）
－ 4 商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）
－ 5 割賦販売の契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号
－ 6 支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容
－ 7 弁済金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容
－ 8 役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項
－ 9 商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項
－ 10 権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項
－ 11 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容
－ 12 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
－ 13 割賦販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

※特定商取引法で商品等に係る事項として「商品名及び商品の商標又は製造者名、商品に型式があるときは、当該型式」を書面に記載することを販売業者等に義務付けていることに留意すること。

別表 5

一 弁済金を支払うべき時期
二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

別紙記載例 1

a	支払回数(回)	3	6	12	15	20
b	支払期間(ヵ月)	3	6	12	15	20
c	手数料の料率(実質年率)(%)	9.0	10.3	10.9	11.0	11.1
d	(i) 割賦販売価格の現金販売価格に対する割合	1.025	1.030	1.060	1.075	1.100
	(ii) 現金販売価格100円あたりの手数料の額(円)	2.5	3	6	7.5	10

<割賦価格の具体的算定例>  
 [現金販売価格 100,000円、支払期間12ヵ月の場合]  
 (i) 支払総額=100,000円×1.060=106,000円(上表のd-iによる)  
 (ii) 支払総額=100,000円+100,000円×6円/100円=106,000円  
 (上表のd-iiによる)

別紙記載例 2

一 弁済の時期  
 カード利用代金を毎月〇日に締切り、翌月〇日に次号の方法により算定した額を支払うものとします。

二 弁済金の額の算定方法

イ 定額With in方式の場合  
 カード会員があらかじめ指定した額を毎月支払うものとし、当該額には締切日の利用残高に対する年9.6%(実質年率)の手数料を含むものとします。  
 なお、利用残高に手数料を加算した額が5,000円未満となった場合は、残金を一括してお支払いいただきます。

ロ 定額With out方式の場合  
 カード会員があらかじめ指定した額に締切日の利用残高に対する年9.6%(実質年率)の手数料を加算した額を支払うものとします。  
 なお、利用残高が5,000円未満となった場合は、残金を一括してお支払いいただきます。

ハ 定率With out方式の場合  
 締切日の利用残高に対し10%を乗じた額に、当該利用残高に対する年9.6%(実質年率)の手数料を加算した額を支払うものとします。  
 なお、利用残高が5,000円未満となった場合は、残金を一括してお支払いいただきます。

ニ 残高スライド定額With in方式の場合  
 締切日の利用残高に応じて下記に定める支払額を支払うものとし、当該支払額には利用残高に対する年9.6%(実質年率)の手数料を含むものとします。

利用残高	月々の支払額
1~100,000円	10,000円
100,000円からは50,000円増すごとに	5,000円ずつ加算

ホ 残高スライド定額With out方式の場合  
 締切日の利用残高に応じて下記に定める支払額に、当該利用残高に対する年9.6%(実質年率)の手数料を加算した額を支払うものとします。

利用残高	月々の支払額
1~100,000円	10,000円

100,000円からは50,000円増すごとに

5,000円ずつ加算

三 手数料の料率

実質年率 9.6%

四 弁済金の額の具体的算定例

一から三の場合で、前月末の利用残高が100,000円であるとき

イ 定額 With in 方式の場合

利用残高 100,000円 弁済金 10,000円 (定額)  
手数料充当分  $100,000円 \times 9.6\% / 12カ月 = 800円$   
元本充当分  $10,000円 - 800円 = 9,200円$

ロ 定額 With out 方式の場合

利用残高 100,000円 元本充当分 10,000円 (定額)  
手数料充当分  $100,000円 \times 9.6\% / 12カ月 = 800円$   
弁済金  $10,000円 + 800円 = 10,800円$

ハ 定率 With out 方式の場合

利用残高 100,000円  
元本充当分  $100,000円 \times 10\% (定率) = 10,000円$   
手数料充当分  $100,000円 \times 9.6\% / 12カ月 = 800円$   
弁済金  $10,000円 + 800円 = 10,800円$

ニ 残高スライド定額 with in 方式の場合

利用残高 100,000円  
弁済金 10,000円 (第1項第2号ニの表による)  
手数料充当分  $100,000円 \times 9.6\% / 12カ月 = 800円$   
元本充当分  $10,000円 - 800円 = 9,200円$

ホ 残高スライド定額 With out 方式の場合

利用残高 100,000円  
元本充当分 10,000円 (第1項第2号ニの表による)  
手数料充当分  $100,000円 \times 9.6\% / 12カ月 = 800円$   
弁済金  $10,000円 + 800円 = 10,800円$

別紙記載例 3

(見本・カタログ等と現物の相違による契約の解除等)

第〇条 購入者は、見本・カタログ等により申込をした場合において、引き渡された商品等が見本・カタログ等と相違している場合は、商品等の交換を申し出るか又は本契約を解除できるものとします。

別紙記載例 4

(契約の解除)

第〇条 購入者が、第●条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当した場合は、会社は本契約を解除し、購入者に商品の返還を請求できるものとします。

※「第●条」は期限の利益喪失条項

## 別紙記載例 5

### (損害賠償金)

第〇条 購入者は、第●条又は合意により本契約を解除した場合、次の①から⑥までに該当する額とこれに対する法定利率による遅延損害金を加算した額を会社に支払ものとしします。

- ① 商品又は権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
  - ② 商品又は権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額
  - ③ 商品又は権利を販売する契約又は役務を提供する契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合（次号に掲げる場合を除く。） 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
  - ④ 役務が特定商取引に関する法律第41条第2項に規定する特定継続的役務に該当する場合であって、当該役務を提供する契約の同法第49条第1項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として当該役務ごとに同条第2項第2号の政令で定める額
  - ⑤ 役務を提供する契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 提供された当該役務の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を加算した額
  - ⑥ 当該役務が特定商取引に関する法律第41条第2項に規定する特定継続的役務に該当する場合であって、当該役務を提供する契約の同法第49条第1項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始後である場合次の額を合算した額
    - イ 提供された当該役務の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を加算した額
    - ロ 当該役務を提供する契約の解除によって通常生ずる損害の額として当該役務ごとに同条第2項第1号ロの政令で定める額
- ※ 本条項は、連鎖販売取引の場合を対象にしていません。

## 別紙記載例 6

### (商品の所有権留保に伴う特約)

第〇条 購入者は、商品の所有権が本契約に基づく債務が完済されるまで会社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとしします。

- ① 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしないこと。
- ② 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を会社に連絡するとともに会社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

### (商品の滅失・毀損の場合の責任)

第〇条 購入者は、本契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに会社に通知するとともに、表記支払方法により債務の履行を継続するものとしします。

(商品の引取り及び評価充当)

第〇条 購入者等が第●条により期限の利益を喪失したときは、会社は留保した所有権に基づき商品を引取ることが出来るものとします。

2 購入者等、会社が前項により商品を引取ったときは、購入者等と会社が協議の上決定した相当な価格をもって本契約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは購入者及び会社の間で直ちに清算するものとします。

#### 別紙記載例 7

(期限の利益喪失)

第〇条 購入者等、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ① 支払期日に分割払金の支払いを遅滞し、会社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- ② 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- ④ 破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき
- ⑤ 本契約の目的・内容以下に該当する場合は、購入者が分割払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。
  - イ 購入者にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第 8 条に該当する取引の場合
  - ロ 割賦販売法第 2 条第 5 項に定める指定商品、指定権利、指定役務以外の取引の場合
- ⑥ 商品(権利も含む。以下同じ)の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき。

2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、会社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ① 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- ② その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

#### 別紙記載例 8

(遅延損害金)

第〇条 購入者等が、分割払金の支払いを遅滞したとき(次項の場合を除く。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割払金に対し、以下の利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

① 第〇条第 1 項第 5 号の取引以外の場合

イ 分割払金の支払が翌月 1 回払以外の取引の場合は、年 14.6%。ただし、分割払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額を超えることはありません。

ロ 分割払金の支払が翌月 1 回払の取引の場合は、年 14.6%。

② 第〇条第 1 項第 5 号の取引の場合は、年〇〇.〇%。

2 購入者等が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割払金合計の残金全額に対し、以下の利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

- ① 前項第 1 号イの取引の場合は、法定利率。
- ② 前項第 1 号ロの取引の場合は、年 14.6%。
- ③ 前項第 2 号の取引の場合は、年〇〇.〇%。

※ 第1項中の「第〇条第1項第5号」は、別紙記載例7による。

#### 別紙記載例9

##### (費用等の負担)

第〇条 購入者等は、会社に対する分割払金の支払いに要する費用（送金手数料）を負担するものとします。

2 購入者等は、支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替回数1回につき〇〇円（うち税〇〇円）、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき、〇〇円（うち税〇〇円）を別に支払うものとします。

3 購入者等は、分割払金の支払遅滞等購入者等の責に帰すべき事由により会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき〇〇円（うち税〇〇円）を別に支払うものとします。

4 会社が購入者等に対して第〇条第1項第1号に基づく書面による催告をしたときは、購入者等は当該催告に要した費用を負担するものとします。

5 購入者等が会社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、購入者等は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

※ 「第〇条第1項第1号」は別紙記載例7による。

※ リボルビング方式割賦販売にあつては、「分割払金」を「弁済金」と読みかえることとする。

#### 別紙記載例10

##### (早期完済の場合の特約)

第〇条 購入者等は、当初の契約通りに分割払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、購入者等は78分法又はそれに準ずる会社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち会社所定の割合（〇〇%）による金額の払い戻しを会社に本請求できるものとします。

#### 別紙記載例11

##### (合意管轄裁判所)

第〇条 購入者等及び連帯保証人予定者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、購入者等及び連帯保証人予定者の住所地、購入地又は契約地、及び会社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。